

平成24年(三)第262号・318号

大飯発電所3号機, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

答 弁 書

平成24年4月20日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士	原	井	大	介	
弁護士	森		拓	也	
弁護士	辰	田		淳	
弁護士	今	城	智	徳	

第1 申立の趣旨に対する答弁

- 1 債権者らの申立を却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。

との裁判を求める。

第2 債務者の主張

債務者の主張については、追って詳細に行う予定であるが、主張の要点は概ね以下のとおりである。

債務者は、これまで、大飯発電所3号機及び4号機を含む全ての原子力発電所の安全性について、適宜新たな知見に照らして評価、確認し、必要な対策を実施しており、安全性は確保されているのであって、この点は福島第一原子力発電所での事故以降も同様である。

よって、福島第一原子力発電所と同様の重大な事故に至ることはなく、債権者らが、生命、健康、生活全般に不可逆的、かつ、回復不可能な損害を受けるおそれはないのであって、本件申立にかかる被保全権利は認められないため、速やかに債権者らの申立は却下されるべきである。

以上